

京都市選挙管理委員会告示第7号

平成15年10月21日京都市選挙管理委員会告示第20号（農業委員会等に関する法律に基づいて行う選挙の投票区）の一部を次のとおり改めます。

平成26年8月15日

京都市選挙管理委員会  
委員長 宇都宮 壮一

第1選挙区の第7投票区の項中、「岩倉西河原町」の右に「，岩倉中河原町，岩倉南河原町」を，「岩倉木野町」の右に「，岩倉南木野町」を，「岩倉南三宅町」の右に「，岩倉北四ノ坪町」を，「岩倉南四ノ坪町」の右に「，岩倉北桑原町」を，「岩倉西宮田町」の右に「，岩倉北平岡町」を，「岩倉南池田町」の右に「，岩倉三笠町」を加える。

附 則

この告示は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（選挙管理委員会事務局選挙課）